

平成19年度佐賀県市町決算の概要 (普通会計)

目次

1. 決算規模
2. 決算収支
3. 歳入
4. 歳出(目的別)
5. 歳出(性質別)
6. 財政構造(経常収支比率)
7. 地方債現在高
8. 将来にわたる実質的な財政負担

参考 健全化判断比率

付表 市町決算の状況

付表 主要財政指標

付表 主要財政指標用語

平成20年11月28日

経営支援本部市町村課

1 決算規模

【決算規模の推移】

(増減率: %)

	歳入		歳出	
	総額	増減額(増減率)	総額	増減額(増減率)
19年度	3,449億10百万円	52億28百万円 (1.5)	3,356億07百万円	62億44百万円 (1.9)
18年度	3,396億81百万円	58億23百万円 (1.7)	3,293億63百万円	62億14百万円 (1.9)

- 平成19年度の市町決算規模は、総額で歳入が3,449億10百万円(対前年度比1.5%)、歳出が3,356億07百万円(対前年度比1.9%)の増となった。
- 歳入については、定率減税の廃止と税源移譲による個人住民税の増、企業収益の増による法人住民税の増により地方税収入が105億85百万円と大幅に増加した。なお税源移譲等に伴い地方譲与税は58億38百万円減少している。
- 歳出については、積立金、扶助費(児童手当制度の改正・障害者自立支援法の本格施行等)、公債費(臨時財政対策債元金償還の増・公的資金補償金免除繰上償還の実施等)、災害復旧費(台風・大雨災害による)が前年度に比べ増加し、普通建設事業費は減少した。

2 決算収支

1. 実質収支及び実質収支比率

	実質収支	実質収支比率
19年度	75億67百万円	3.9%
18年度	74億51百万円	3.8%

* 実質収支比率は単純平均である。

- ・ 実質収支は昭和54年度以降29年間連続で全団体黒字となった。

参考1) 実質収支とは、歳入歳出差引き(形式収支)から繰越明許費等に充てる翌年度へ繰り越すべき財源を除いた額をいう。

参考2) 実質収支比率は経験的に標準財政規模の3-5%程度が望ましい。

2. 単年度収支

- ・ 19年度決算額 81百万円

単年度収支黒字団体	10団体	6億52百万円
単年度収支赤字団体	10団体	5億71百万円

参考1) 単年度収支とは、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたものである。

参考2) 単年度収支の平成19年度決算額は佐賀市合併に伴う純計により単純差引きとは一致していない。

3 歳入

【歳入の内訳概要】

(単位:百万円)

	平成19年度				18年度	備 考
	決算額	構成比 (%)	増減額	増減率(%)	決算額	
地方税	101,577	29.5	10,585	11.6	90,992	定率減税の廃止・税源移譲による市町村民税所得割の増、企業収益の増による市町村民税法人税割の増。
地方交付税	89,320	25.9	1,964	2.2	91,284	
国庫支出金	32,152	9.3	1,188	3.8	30,964	H18,19年度の台風・大雨関連の災害復旧事業費支出金。児童手当制度改正。障害者自立支援法施行。
県支出金	24,699	7.2	3,695	17.6	21,004	障害者自立支援法施行。児童手当制度改正。H 18,19年度の台風・大雨関連の災害復旧事業費支出金。
繰入金	14,152	4.1	3,777	21.1	17,929	基金からの繰入金の減。
地方債	31,450	9.1	2,347	8.1	29,103	合併特例事業債発行による増。
うち臨時財政対策債	9,786	2.8	1,001	9.3	10,787	
その他	51,560	14.9	6,846	11.7	58,406	税源移譲による所得譲与税の皆減。
歳入合計	344,910	100.0	5,229	1.5	339,681	
うち一般財源	206,384	59.8	1,170	0.6	205,214	

注1) 一般財源は、「地方税」、「地方交付税」及び「その他」のうちの地方譲与税、地方特例交付金、利子割交付金等各種交付金の合計である。

注2) その他とは、地方消費税交付金、地方譲与税、地方特例交付金、諸収入等である。

4 歳出(目的別)

【歳出(目的別)の内訳概要】

(単位:百万円)

	平成19年度				18年度 決算額	備 考
	決算額	構成比 (%)	増減額	増減率 (%)		
総務費	52,787	15.7	3,853	7.9	48,944	特定目的基金積立等の増。
民生費	89,157	26.6	1,946	2.2	87,211	高齢化の進展に伴う老保・介護特別会計への繰出額の増。障害者自立支援法施行に伴う社会福祉費の増、児童手当制度改正による児童福祉費の増。
衛生費	25,810	7.7	1,916	6.9	27,726	汚泥再生処理施設整備事業等の建設事業の終了等による減(唐津市等)。
農林水産業費	22,495	6.7	341	1.5	22,836	
土木費	31,450	9.4	2,244	6.7	33,694	下水道事業会計への繰出しの減。普通建設事業の減。
教育費	36,579	10.9	959	2.7	35,620	小中学校の改築などによる増。
災害復旧費	4,013	1.2	1,698	73.3	2,315	台風・大雨災害復旧による増(唐津市・伊万里市・玄海町)。
公債費	43,906	13.1	1,884	4.5	42,022	臨時財政対策債の元金償還額の増、公的資金補償金免除繰上償還の実施等による増。
その他	29,410	8.8	416	1.4	28,994	工業用地取得に要する経費の増。
歳出合計	335,607	100.0	6,237	1.9	329,363	

注1) その他とは、議会費、商工費、消防費、労働費、諸支出金である。

5 歳出(性質別)

【歳出(性質別)の内訳概要】

(単位:百万円)

	平成19年度				18年度	備 考
	決算額	構成比 (%)	増減額	増減率 (%)	決算額	
義務的経費	159,045	47.4	4,231	2.7	154,814	
人件費	67,771	20.2	202	0.3	67,569	
うち職員給	42,928	12.8	401	0.9	43,329	退職者の不補充等に伴う職員数の減。
うち退職金	8,212	2.4	518	6.7	7,694	退職者の増による増。
扶助費	47,369	14.1	2,145	4.7	45,224	児童手当制度改正による増。障害者自立支援関係事業の増。
公債費	43,905	13.1	1,883	4.5	42,022	臨時財政対策債の元金償還の増。公的資金補償金免除繰上償還の実施による増。
投資的経費	51,250	15.3	2,422	4.5	53,672	
普通建設事業費	47,237	14.1	4,119	8.0	51,356	
うち補助事業費	19,263	5.7	913	4.5	20,176	民生、農林水産業(農業農村)、商工、土木(住宅)、教育(社会教育)関係の建設事業の減。
うち単独事業費	25,766	7.7	2,901	10.1	28,667	民生、土木(道路)関係の建設事業の減。
災害復旧事業費	4,013	1.2	1,698	73.3	2,315	大雨・台風災害による災害復旧費の増。
その他の経費	125,311	37.3	4,428	3.7	120,877	
うち物件費	33,179	9.9	163	0.5	33,016	
うち補助費等	37,039	11.0	727	2.0	36,306	
うち積立金	14,039	4.2	4,002	39.9	10,037	特定目的基金積立等の増。
うち貸付金	3,287	1.0	34	1.0	3,253	
うち繰出金	33,766	10.1	94	0.3	33,860	下水道事業会計への繰出しの減。
歳出合計	335,606	100.0	6,237	1.9	329,363	6

6 財政構造(経常収支比率)

【経常収支比率の推移】

(単位: %)

H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
79.5	80.6	83.2	87.1	88.0	91.8	90.4	92.2	93.0

平成13年度から「減税補てん債」「臨時財政対策債」が算入されることとなった。なお、平成19年度から「減税補てん債」に代わり、「減収補てん債特例分」が算入されている。表内の値は県内20市町の経常収支比率を単純平均したもの。

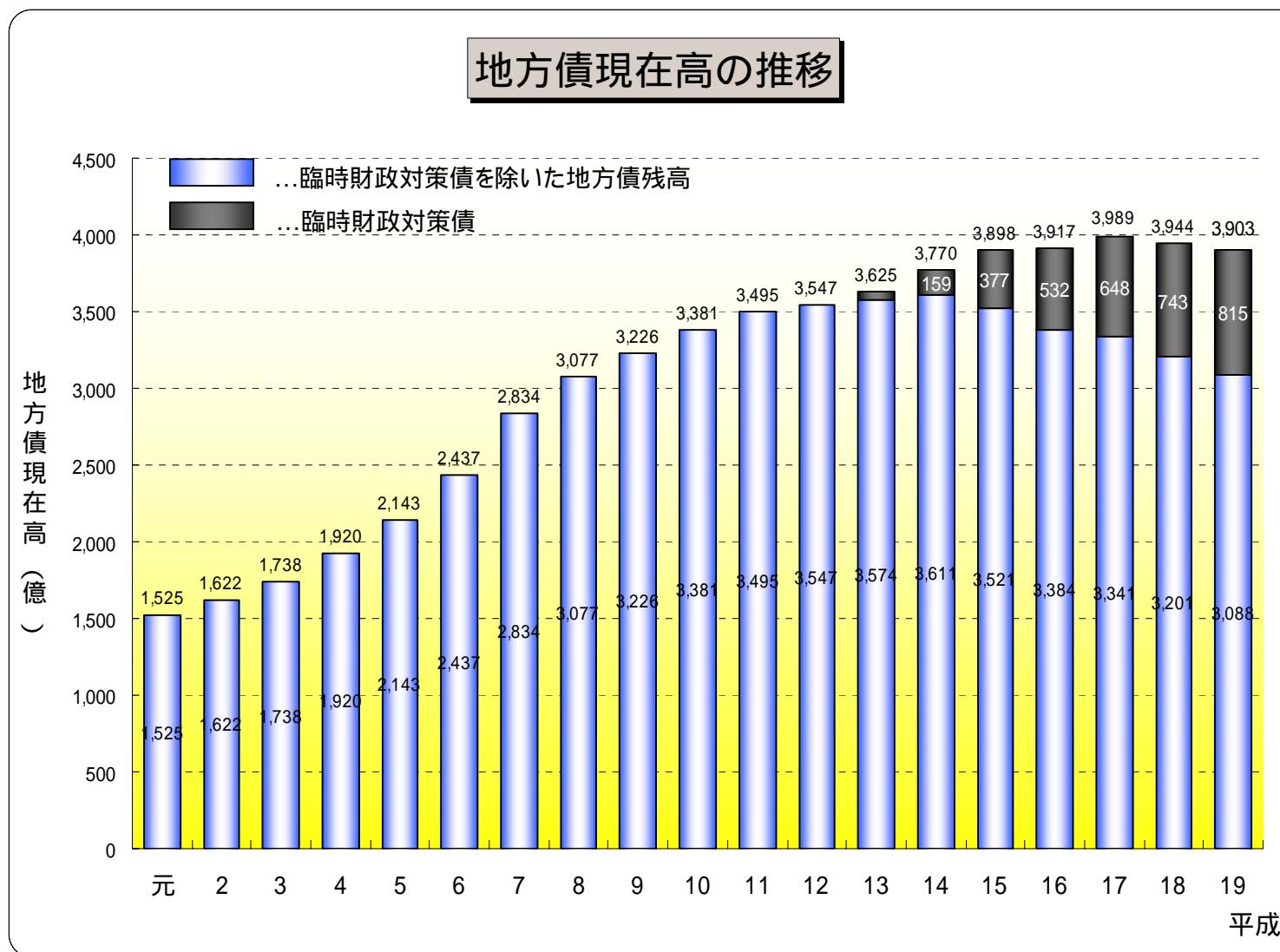
- 平成19年度の経常収支比率は20市町平均で93.0%となっており、前年度(92.2%)よりも0.8ポイント悪化した。ただし、佐賀市の合併により団体数が変化していることを考慮して前年度を20団体に置きなおした場合(前年度に佐賀市が合併していたものと仮定して計算した場合)、前年度数値は93.6%でありこれと比較すると0.6ポイント改善している。
- また、比率が100%を超えた団体はなく、90%を超える団体は前年度より2団体(伊万里市・江北町)減り、15団体となった。

【参考】

経常収支比率とは、歳出総額を経常的経費と臨時的経費に区分し、経常的経費に充当された一般財源等の経常一般財源総額に対する割合であり、地方税、普通交付税を中心とする経常一般財源が、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費にどの程度充当されたかによって、財政構造の弾力性を判断するものである。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100 (\%)$$

7 地方債現在高



- H19年度の地方債残高は前年度から41億35百万円(1.0%)減少し、3,902億67百万円となった。
- 臨時財政対策債を除いた地方債残高は平成15年度以降減少を続け、今年度も113億55百万円(3.5%)減少し、3,087億75百万円となった。

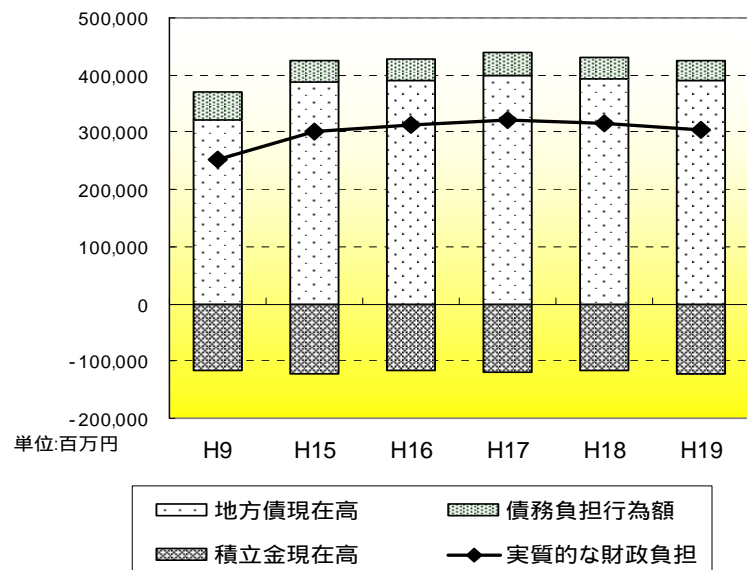
8 将来にわたる実質的な財政負担

【将来にわたる実質的な財政負担の推移】

(単位:百万円)

区分		H9	H15	H16	H17	H18	H19	19-18増減額	増減率(%)	
地方債現在高	A	322,580	389,768	391,654	398,871	394,402	390,267	4,135	1.0	
	うち臨時財政対策債	0	37,689	53,213	64,801	74,272	81,492	7,220	9.7	
債務負担行為額	B	46,574	39,002	37,577	41,956	36,767	34,711	2,056	5.6	
積立金現在高	C	117,742	123,207	115,560	119,936	115,478	121,224	5,746	5.0	
	内	財政調整基金	19,850	20,731	17,650	20,846	19,958	22,617	2,659	13.3
		減債基金	15,731	17,829	17,253	17,007	17,789	17,324	465	2.6
	訳	その他特定目的金	82,161	84,647	80,657	82,084	77,731	81,283	3,552	4.6
A+B-C		251,412	305,563	313,670	320,890	315,691	303,754	11,937	3.8	
(対標準財政規模)		(125.5%)	(167.1%)	(171.8%)	(171.3%)	(165.8%)	(158.6%)			

< 将来にわたる実質的な財政負担の推移 >



- 10年前の平成9年度と比較をすると、将来にわたる実質的な負担額は大きく増えているが、平成19年度末においては、前年度末と比較して119億37百万円(3.8%)減少の3,037億54百万円となった。
- 積立金現在高は、57億46百万円増(5.0%)の1,212億24百万円となった。

参考 健全化判断比率

平成19年度決算に基づく健全化判断比率<確定値>

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)の(一部)施行に伴い、地方公共団体は、毎年度、以下の健全化判断比率(4指標)を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならないこととされている。

実質赤字比率 (早期健全化基準は財政規模に応じ11.25～15%)

- ・ 算定市町なし。(県内全市町で実質赤字額がないため)

連結実質赤字比率 (早期健全化基準は財政規模に応じ16.25～20%)

- ・ 算定市町なし。(県内全市町で連結実質赤字額がないため)

実質公債費比率 (早期健全化基準は25%)

- ・ 県内全市町で早期健全化基準を下回った。(各団体の比率は別紙付表、のとおり)
- ・ 県内20市町の平均は15.1%となっており、前年度(14.4%)よりも0.7ポイント増加した。ただし、前年度を20団体に置きなおした場合の数値は15.0%で、これと比較すると同水準となっている。
- ・ 地方債の許可となる18%以上の団体は、7団体となり、昨年度の5団体(唐津市・伊万里市・鹿島市・神崎市・上峰町)に、有田町・江北町が加わった。

将来負担比率 (早期健全化基準は350%)

- ・ 県内全市町で早期健全化基準を下回った。(各団体の比率は別紙付表、のとおり)

【付表 平成19年度市町決算の状況】

(単位:千円、%)

	歳入総額	歳出総額	実質収支	単年度収支	地方債現在高 (平成19年度末現在)	財政力指数	経常収支比率	公債費比率	起債制限比率	健全化判断比率(抄)	
										実質公債費比率	将来負担比率
佐賀市	86,360,298	83,851,854	1,465,936	210,661	98,915,933	0.647	96.4	15.5	10.4	10.0	48.2
唐津市	59,849,636	57,913,394	1,670,474	174,501	78,450,725	0.456	91.9	16.2	12.9	19.7	152.2
鳥栖市	21,004,927	20,512,435	486,348	14,271	23,496,617	0.944	95.1	17.0	15.0	12.4	117.5
多久市	13,017,732	12,763,683	229,782	74,523	11,641,434	0.390	98.6	13.7	10.0	13.6	8.3
伊万里市	23,665,875	23,347,826	286,503	135,380	20,653,613	0.570	87.9	14.5	11.3	20.4	195.4
武雄市	20,493,220	19,984,488	506,174	167,040	25,652,776	0.487	93.0	14.9	10.6	15.6	89.0
鹿島市	11,700,460	11,501,642	196,583	19,799	10,673,008	0.442	93.9	16.4	12.0	18.5	91.4
小城市	16,457,499	15,843,092	482,957	43,387	18,011,093	0.483	93.1	13.4	8.0	8.6	-
嬉野市	12,226,071	11,721,012	483,597	68,889	11,511,529	0.458	93.1	14.1	10.6	15.3	92.5
神埼市	12,563,537	12,292,355	266,594	20,068	16,137,951	0.457	95.2	16.0	10.9	21.7	191.5
市計	277,339,255	269,731,781	6,074,948	30,449	315,144,679	0.533	93.8	15.2	11.2	15.6	
吉野ヶ里町	8,374,204	8,124,611	233,790	88,205	9,442,429	0.592	93.5	12.0	8.2	15.8	121.2
基山町	5,480,051	5,326,008	105,139	43,171	6,496,831	0.730	89.8	16.6	10.9	13.6	64.8
上峰町	3,320,679	3,225,318	94,755	11,796	5,168,720	0.658	99.1	17.0	16.5	23.3	211.0
みやき町	9,517,143	9,317,220	199,923	12,062	10,432,402	0.544	96.4	12.9	13.5	16.7	108.6
玄海町	7,461,296	7,133,284	214,364	42,356	111,275	1.571	75.5	1.3	0.8	3.7	-
有田町	9,283,203	9,084,221	194,815	16,137	12,908,247	0.407	99.4	21.6	15.5	18.7	176.1
大町町	3,022,773	2,952,497	65,150	5,605	4,119,042	0.417	97.3	12.0	10.6	13.1	95.3
江北町	4,784,177	4,640,512	136,030	60,113	6,239,085	0.413	89.8	17.3	13.4	18.1	-
白石町	11,441,649	11,255,917	185,732	14,703	15,457,233	0.357	90.6	12.8	10.0	13.3	73.0
太良町	4,885,319	4,815,336	62,791	900	4,747,016	0.261	89.5	12.2	9.1	10.7	-
町計	67,570,494	65,874,924	1,492,489	111,522	75,122,280	0.595	92.1	13.3	10.7	14.7	
県合計	344,909,749	335,606,705	7,567,437	81,073	390,266,959	0.564	93.0	14.2	10.9	15.1	

財政力指数、経常収支比率、公債費比率、起債制限比率及び実質公債費比率については、市計、町計、県合計をそれぞれ市平均、町平均、県平均と読み替える。
財政力指数、経常収支比率、公債費比率、起債制限比率及び実質公債費比率の市平均、町平均、県平均は単純平均である。

【付表 主要財政指標】

経常収支比率

	H19	H18	H18 順位
1 有田町	99.4	102.8	1
2 上峰町	99.1	98.8	3
3 多久市	98.6	97.4	6
4 大町町	97.3	97.8	4
5 みやき町	96.4	95.6	8
6 佐賀市	96.4	96.9	7
7 神崎市	95.2	95.1	10
8 鳥栖市	95.1	89.4	18
9 鹿島市	93.9	95.3	9
10 吉野ヶ里町	93.5	97.8	4
11 嬉野市	93.1	93.4	14
12 小城市	93.1	90.2	17
13 武雄市	93.0	94.3	12
14 唐津市	91.9	92.4	16
15 白石町	90.6	94.4	11
16 江北町	89.8	85.0	20
17 基山町	89.8	93.8	13
18 太良町	89.5	93.4	14
19 伊万里市	87.9	100.2	2
20 玄海町	75.5	69.7	23
(川副町)	-	86.0	19
(東与賀町)	-	80.5	21
(久保田町)	-	80.3	22
市平均	93.8	94.5	-
町平均	92.1	90.5	-
県平均	93.0	92.2	-

公債費比率

	H19	H18	H18 順位
1 有田町	21.6	23.2	1
2 江北町	17.3	18.2	2
3 鳥栖市	17.0	17.9	3
4 上峰町	17.0	17.0	6
5 基山町	16.6	17.1	5
6 鹿島市	16.4	17.5	4
7 唐津市	16.2	16.6	8
8 神崎市	16.0	15.4	10
9 佐賀市	15.5	16.8	7
10 武雄市	14.9	15.5	9
11 伊万里市	14.5	14.2	11
12 嬉野市	14.1	14.2	12
13 多久市	13.7	13.2	14
14 小城市	13.4	13.0	16
15 みやき町	12.9	13.5	13
16 白石町	12.8	13.1	15
17 太良町	12.2	12.7	17
18 吉野ヶ里町	12.0	12.1	18
19 大町町	12.0	11.7	19
20 玄海町	1.3	0.4	23
(川副町)	-	9.6	20
(東与賀町)	-	4.8	22
(久保田町)	-	8.6	21
市平均	15.2	15.4	-
町平均	13.3	12.4	-
県平均	14.2	13.7	-

起債制限比率

	H19	H18	H18 順位
1 上峰町	16.5	14.9	1
2 有田町	15.5	12.3	5
3 鳥栖市	15.0	13.5	2
4 みやき町	13.5	12.2	6
5 江北町	13.4	12.7	4
6 唐津市	12.9	13.0	3
7 鹿島市	12.0	12.2	6
8 伊万里市	11.3	10.5	10
9 神崎市	10.9	10.9	8
10 基山町	10.9	9.6	16
11 大町町	10.6	9.7	15
12 武雄市	10.6	10.4	11
13 嬉野市	10.6	10.8	9
14 佐賀市	10.4	10.0	13
15 多久市	10.0	9.9	14
16 白石町	10.0	10.2	12
17 太良町	9.1	9.1	18
18 吉野ヶ里町	8.2	7.7	19
19 小城市	8.0	7.4	20
20 玄海町	0.8	0.3	23
(川副町)	-	9.3	17
(東与賀町)	-	3.0	22
(久保田町)	-	6.7	21
市平均	11.2	10.9	-
町平均	10.7	9.0	-
県平均	10.9	9.8	-

実質公債費比率

	H19	H18	H18 順位
1 上峰町	23.3	21.6	2
2 神崎市	21.7	22.1	1
3 伊万里市	20.4	19.3	4
4 唐津市	19.7	19.8	3
5 有田町	18.7	15.6	10
6 鹿島市	18.5	18.6	5
7 江北町	18.1	17.1	6
8 みやき町	16.7	16.2	8
9 吉野ヶ里町	15.8	14.9	12
10 武雄市	15.6	16.2	8
11 嬉野市	15.3	15.6	10
12 基山町	13.6	12.9	15
13 多久市	13.6	12.8	16
14 白石町	13.3	13.3	13
15 大町町	13.1	13.2	14
16 鳥栖市	12.4	16.9	7
17 太良町	10.7	10.6	18
18 佐賀市	10.0	11.8	17
19 小城市	8.6	8.0	19
20 玄海町	3.7	4.2	20
(川副町)	-	12.4	17
(東与賀町)	-	8.0	21
(久保田町)	-	10.2	20
市平均	15.6	16.1	-
町平均	14.7	13.1	-
県平均	15.1	14.4	-

将来負担比率

	H19
1 上峰町	211.0
2 伊万里市	195.4
3 神崎市	191.5
4 有田町	176.1
5 唐津市	152.2
6 吉野ヶ里町	121.2
7 鳥栖市	117.5
8 みやき町	108.6
9 大町町	95.3
10 嬉野市	92.5
11 鹿島市	91.4
12 武雄市	89.0
13 白石町	73.0
14 基山町	64.8
15 佐賀市	48.2
16 多久市	8.3
小城市	-
玄海町	-
江北町	-
太良町	-

【付表 主要財政指標用語】

指標	算定式	備考
経常収支比率	$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100 (\%)$	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政構造の弾力性を判断する比率として使われている。この比率が低いほど新たな行政需要に弾力的に対応できることになり、財政構造に弾力性があると言える。 ・ この比率が75%を超えないことが望ましいとされている。 ・ 臨時財政対策債 ... 地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式にかえて、平成13年度から21年度の間、地方財政法第5条の特例債として発行されるもの。
公債費比率	$\frac{A - (B + C)}{D + E - C}$ <p>A = 元利償還金(繰上償還分を除く) B = Aに充てられた特定財源 C = 災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費 D = 標準財政規模 E = 臨時財政対策債発行可能額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公債費比率は公債費の一般財源に占める割合で、地方債の借入に伴う、後年度の財政負担の限度を計数的に示すもの。 ・ 通常、財政構造の健全性を脅かさないためには、この比率が15%を超えないことが望ましいとされている。
起債制限比率	$\frac{A + F + G - (B + C + H)}{D + E - (C + H)}$ <p>F = PFI事業における債務負担行為に充てられた一般財源等 G = 五省協定・負担金等における債務負担行為に充てられた一般財源等 H = 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 A ~ Eは公債費比率に準ずる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 起債制限比率は左記の算式によって得た比率の過去3カ年度の数値を平均したもの。 ・ 協議制移行後は、下記の実質公債費の水準により起債の制限がなされるが、経過措置として、当分の間は、実質公債費比率が25%以上の団体であっても、起債制限比率が20%未満であれば、起債の制限は行わないこととされている。
実質赤字比率		<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。
連結実質赤字比率		<ul style="list-style-type: none"> ・ 全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率。
実質公債費比率	$\frac{(A + B) - (C + D)}{E - D}$ <p>上記算式によって得た比率の過去3年間の平均をいう。 A...元利償還金(繰上償還除く) B...地方債の元利償還金に準ずるもの C...元利償還金に充てられる特定財源 D...普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金 E...標準財政規模 (地方特例交付金、所得譲与税及び臨時財政対策債発行可能額を含む)</p>	<p>一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。 平成18年度からの地方債協議制移行に伴い用いられる指標。「元利償還金の水準」を測るため、市場の信頼性や公平性の確保、透明化、明確化等の観点から、起債制限比率について一定の見直しを行ったもの。 以下は、それぞれの比率における許可基準である。</p> <p>18%以上25%未満の団体 ... 公債費負担適正化計画を策定するものとし、その内容、実施状況等を勘案し、地方債の発行を許可する。</p> <p>25%(早期健全化基準)以上35%未満の団体 ... 一般単独事業(一般事業、地域活性化事業及び地域再生事業に限る。)及び公共用地先行取得事業が制限される。</p> <p>35%以上の団体 ... の事業のほか、一般公共事業(災害関連事業を除く)、公営住宅建設事業、教育・福祉施設等整備事業(学校教育施設等整備事業(義務教育諸学校に係るものに限る)及び一般廃棄物処理事業を除く)、一般単独事業(臨時地方道整備、臨時河川等整備及び臨時高等学校整備事業に限る)及び首都圏等整備事業並びに公営企業債のうち普通会計に属する出資金、貸付金及び補助金に係る地方債。</p>
将来負担比率		<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率(早期健全化基準 35%)。